

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則を次のように定める。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(引取業等の廃業等の届出)

第2条 法第48条第1項(法第59条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、引取業(フロン類回収業)廃業等届出書(様式第1号)によらなければならない。

(解体業等の廃業等の届出)

第3条 法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、解体業(破碎業)廃業等届出書(様式第2号)に解体業許可証又は破碎業許可証(以下「許可証」という。)を添付してしなければならない。

(許可証の再交付及び返納)

第4条 法第60条第1項又は第67条第1項の許可を受けた者は、許可証を破り、汚し、又は失った場合は、解体業(破碎業)許可証再交付申請書(様式第3号)に、破り、又は汚したときはその許可証を添付して知事に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、当該許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、直ちに知事にその許可証を返納しなければならない。

(引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿の閲覧)

第5条 法第47条(法第59条において準用する場合を含む。)の規定により引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供するため、別表に掲げる場所に引取業者・フロン類回収業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を置く。

2 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日をも定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日とする。

3 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある引取業者(フロン類回収業者)登録簿閲覧申込書(様式第4号)に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

5 前項の規定により閲覧の承認を受けた者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。

(2) 登録簿を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。

(3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 登録簿の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。

(5) その他係員の指示に従うこと。

6 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することができる。

7 登録簿の閲覧は、無料とする。

(書類の提出方法)

第6条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の保健所長を経由しなければならない。

2 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、西条保健所長、今治保健所長、中予保健所長、八幡浜保健所長又は宇和島保健所長に提出する場合にあっては正本1部、四国中央保健所長に提出する場合にあっては正本1部及びその写し1部とする。

一部改正〔平成17年規則47号・24年30号〕

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、別表、様式第1号及び様式第4号の規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第68号抄)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年8月29日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則(平成24年4月1日規則第30号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月28日規則第7号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年1月31日規則第4号)

この規則は、令和2年2月3日から施行する。

別表(第5条関係)

1 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 愛媛県四国中央保健所内
2 西条市喜多川796番地1 愛媛県西条保健所内
3 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治保健所内
4 松山市北持田町132番地 愛媛県中予保健所内
5 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜保健所内
6 宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島保健所内

一部改正〔平成17年規則47号・24年30号・令和2年4号〕

 様式第1号(第2条関係)引取業(フロン類回収業)廃業等届出書

引取業（フロン類回収業）廃業等届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊟</sup>  
電話番号

引取業者（フロン類回収業者）の名称又は氏名	ふりがな		
登録番号		登録年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日		
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第48条第1項第1号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第2号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第3号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第4号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第5号該当		
<p>備考1 廃業等の日から30日以内に提出すること。</p> <p>2 次の者が提出すること。</p> <p>(1) 死亡した場合 その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者</p> <p>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>(5) その登録に係る引取業（フロン類回収業）を廃止した場合 引取業者（フロン類回収業者）であった個人又は引取業者（フロン類回収業者）であった法人を代表する役員</p>			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 □のある欄は、該当する□の中に<sup>㊟</sup>印を記入すること。

一部改正〔平成16年規則68号・18年53号・令和元年7号〕

解体業（破砕業）廃業等届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊟</sup>  
電話番号

解体業者（破砕業者）の名称又は氏名	ふりがな		
登録番号		登録年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日		
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第64条第1号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第2号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第3号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第4号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第5号該当		
<p>備考1 廃業等の日から30日以内に提出すること。</p> <p>2 次の者が提出すること。</p> <p>(1) 死亡した場合 その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者</p> <p>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人</p> <p>(5) その許可に係る解体業（破砕業）を廃止した場合 解体業者（破砕業者）であった個人又は解体業者（破砕業者）であった法人を代表する役員</p>			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 □のある欄は、該当する□の中に $\blacktriangle$ 印を記入すること。

5 解体業許可証又は破砕業許可証を添付すること。  
一部改正〔平成16年規則68号・18年53号・令和元年7号〕

解体業（破砕業）許可証再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊦</sup>

電話番号

再交付の申請をする 許可証の種類	<input type="checkbox"/> 解体業許可証 <input type="checkbox"/> 破砕業許可証		
許可番号			
許可年月日			
再交付申請の事由			
備 考		※整理番号	
		※受理年月日	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 □のある欄は、該当する□の中に<sup>㊦</sup>印を記入すること。
- 5 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 6 破り、又は汚した場合にあっては、解体業許可証又は破砕業許可証を添付すること。
- 一部改正〔平成18年規則53号・令和元年7号〕

引取業者（フロン類回収業者）登録簿閲覧申込書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
申込者 氏名  
電話番号

引取業者（フロン類回収業者）の名称又は氏名